

昇降機技術基準の解説（2009年版）

P2. 2-28 《設計上の留意事項》 抜粋

《施工上の留意事項》

- (1)小規模な増築の場合は、防災上重要性の高い防火区画、耐震及び転落防止等を重点に対策を講じること。
(2)既存昇降機の改修工事を行うときは、その改修工事の内容が表-(令146)-1の(1)から(3)のように重要な仕様変更を伴う場合は、原則として確認申請が必要である。

表 - (令146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き

(1)既設エレベーターの改修	1) 機械室を移設するとき。
	2) エレベーターを全部取り換えるとき(乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も、全部取り換えとみなす。)
	3) エレベーターの用途を変更するとき
	4) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき
	5) 昇降行程を延長するとき
(2)既設エスカレーターの改修	1) 輸送能力を変更するとき
	2) エスカレーターを入れ替えるとき
	3) エスカレーターを移設するとき
(3)小荷物専用昇降機の改修	1) 既設エレベーターの改修を準用する